

## 評議員等の選出方法等に関する規程

本規程は、定款第 5 条第 3 項及び同第 14 条第 1 項に基づき評議員、役員等の選出方法等について定めるものである。

第 1 条 評議員の定数は、35 名とする。

- 2 役員の数、定款第 13 条に定めるとおり、理事は 12 名（理事長及び副理事長を含む。）以内、監事は 2 名とする。

第 2 条 評議員の任期は、選出後 2 年目の定時社員総会の直前までとする。

- 2 理事の任期は、定款第 15 条第 1 項に定めるとおり前項の定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 理事長の任期は、前項に拘らず第 1 項の定時社員総会に続く理事会までとする。
- 4 監事の任期は、定款第 15 条第 2 項に定めるとおり選出後 4 年目の定時社員総会の終結のときまでとする。

第 3 条 第 1 条第 1 項に定める評議員定数のうち 30 名は、定款第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の正会員及び学生会員による選挙により選出し、定数の内 5 名は理事会の推せんにより選出する。

第 4 条 前条の選挙は、以下及び別に定める細則に基づき実施する。

(1) 候補者(被選挙人)

被選挙人としての資格は、第 2 条の定時社員総会が開催される年の 3 月 1 日現在の正会員とする。

(2) 選挙人

選挙人としての資格は、第 2 条の定時社員総会が開催される年の 3 月 1 日現在の正会員及び学生会員とする。

(3) 選挙方法

選挙は、6 名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

第 5 条 第 1 条第 2 項に定める理事定数 12 名のうち、12 名の全てを改選評議員による選挙により選出する。

その選出は、以下及び別に定める細則に基づき実施する。

(1) 選挙人

選挙人としての資格は、改選評議員とする。

(2) 被選挙人

被選挙人としての資格は、原則として改選評議員とする。

(3) 選挙方法

選挙は、4名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

第6条 理事長は前条により選出された理事による理事会において、理事の互選により選出する。

2 副理事長は、理事長が理事のうちから指名する。

第7条 理事会は、選挙管理委員会を設置し、評議員の選挙をその管理下で行う。

2 選挙管理委員は理事会が正会員及び学生会員より若干名を選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 選挙管理委員長は、前項の委員の互選により選出する。

4 選挙管理委員会は、選挙の結果を理事会に報告、当選人への通知をもって解散する。

第8条 監事は、理事会の推薦に基づき社員総会で決定する。

附則

本規程は、平成10(1998)年11月6日より施行する。

1999年11月13日改訂

2000年11月10日改訂

2001年11月10日改訂

2002年11月9日改訂

2004年11月13日改訂

2010年12月17日改訂

2011年11月5日改訂

2015年11月7日改訂

2017年2月15日改訂